

情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会（第2回会議） 会議録

○日 時：平成30年2月13日（火）13：30～16：00

○場 所：県庁1001会議室

○委 員：伊藤眞知子委員長、稲葉馨委員、小笠原奈菜委員、中山眞一委員、
西村真由美委員、長谷川泉委員、星川務委員、三澤香織委員、
峯田典明委員

○事務局：総務部長、秘書課県民相談主幹、行政改革課長、学事文書課文書法制主幹

○関係部局：人事課長、広報推進課長、情報政策課長、危機管理課長、子ども家庭課長

事務局： ただ今から、「情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会」の第2回会議を開催いたします。

始めに、大森総務部長より御挨拶申し上げます。

大森部長： 総務部長の大森でございます。委員の皆様には大変お忙しいところ、また山形、この大雪となっておりますけれども、足元の悪い中、情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会、通称見える化委員会と申しておりますけれど、この第2回会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、次第に掲げていますとおり、大きく2点について御協議いただきたいと考えております。

まず、一つ目は、「情報公開・提供の類型とその対応について」であります。去る12月25日に開催した第1回会議において私どもから御説明いたしました11の検証テーマについて、稲葉委員から、類型化に関する御提案をいただきました。そこで、(1)にあります「情報公開・提供の類型とその対応について」と題しまして、御提案を踏まえて整理した内容について、御説明いたします。

なお、資料の調製に当たりまして、稲葉委員から様々なアドバイスを頂戴したところであります。御協力いただきまして、どうもありがとうございます。

続いて、二つ目は、「情報公開・提供の検証、見直しの方向性」についてであります。11の検証テーマのうち、大きなものと考えております4つのテーマについて、その見直しの方向性等を御説明させていただきます。

また、「事故・事件の発生した場合の公表」に関連し、「職員の不祥事案」「子育て推進部所管施設における事故」といった個別事案に係る公表のあり方について、現在、検討を行っているところであります。その検討状況等についても、所管部局から御説明させていただきます。

委員の皆様には、本日も是非、忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 協議に入ります前に申し上げます。本委員会の第1回会議に御出席がございませんでした小笠原委員に本日御出席いただいております。小笠原委員には恐れ入りますが、自己紹介をお願いします。

小笠原委員： 山形大学の小笠原と申します。専門は民法になりまして、とりわけ契約法を中心に研究をしているところです。大学では民法全般の授業を扱っています。よろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。また、西村委員におかれましては、所用により、協議の途中で退席される予定となっておりますことをあらかじめ申し上げます。

続きまして、早速でございますが協議に入ります。議長は伊藤委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤委員長： 改めまして、皆さんこんにちは。暫時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。できるだけ、委員の皆様から御発言をいただきたいと思っています。西村委員には早めに御発言いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、始めに（1）の情報公開・提供の類型とその対応について、事務局より説明をお願いします。

菅原主幹： 学事文書課文書法制主幹の菅原と申します。私の方から資料1「情報公開・提供の類型とその対応について」ということで、先程、挨拶にもありましたように、前回稲葉委員から提案いただいたものを踏まえて、アドバイスをいただきながら総論的に整理した中身について説明させていただきたいと思っております。始めに左側の類型のところを御覧いただければと思っております。タイプの1番目が請求があったら公開する義務がある、2番目が請求とは無関係に法令上の公開義務があるというものになります。こちらは①と②に分かれまして、①については、公開義務違反がある場合、個人の権利利益に影響するおそれあり、つまり訴訟で争われる可能性があるというものになり、②は義務違反があってもそれだけでは直ちに個人の権利利益に関連しないという類型になります。3は1、2とは違ひまして、法律上の義務があるものではなく任意的な情報提供という類型になります。こちら大きく3つに分かれまして①が法的な義務はないけれども政治的・行政的責任を果たすための情報提

供というものの、②は義務、責任といったものではなく行政サービス等として情報提供するというもの、③は人等を引き込むための観光宣伝などのプロモーション広報というものになります。こちらについては、基本方針にありますけれども、広報施策ということで、こちらと違うステージで検討を進めるものと考えております。その類型に基づきまして、右の方のテーマという欄になりますけれども、11のテーマをそれぞれの類型に当てはめさせていただきました。

類型1につきましては、テーマで言いますと1の情報公開が該当するものと考えております。それに関連するテーマとしまして、2文書管理でありますとか、3歴史公文書の保存というものが、関わってくるものと思われま

す。2につきましては、テーマに該当するものではありません。それぞれ、例えば、2の①であれば行政手続法に基づく行政処分の審査基準でありますとか、2の②であれば県出資法人関係資料、その他個別法に基づきまして、道路法に基づく道路台帳とか、もろもろございますが、こちらについては、法令に基づいて、対象としたものが規定されていますので、それぞれに従って公開されている状況にあります。

3の①になりますが、こちらに該当するテーマとしましては、3歴史公文書の保存、4事故・事件が発生した場合の公表、6広聴案件に対する対応状況の公表、7会議等の公開、関連するテーマとして8庁内会議の記録の作成・保存があると考えております。一方、3の②ということで責任を果たすという意味ではなくサービスの情報提供としましては、5災害が発生した場合の公表、10県が保有する行政情報の提供、11オープンデータなどの推進があると考えております。また、テーマ9の記者発表による情報提供につきましては、情報提供の手法が問題だということで、その他に分類させていただいております。

それぞれについて、基本方針としまして、類型1については、申請に対し、法令等に従って適正に情報を公開する、2については、法令等に従って適正に情報を公開する、3の①につきましては、政治的・行政的責任をしっかりと果たす観点で、適切に情報を提供するということになるかと思っておりますけれども、この点についてはその隣の「・」のところは稲葉委員の方からアドバイスをいただいていたところでございますが、どこまでやるべきかという問題の回答が一番難しいところだというアドバイスもいただいております。ここが一つのポイントになると考えております。3の②につきましては、責任という面ではなく、サービス面が強いもので、コストにも留意しつつ県民の求める情報をできるだけ提供するというふうを考えております。その右側、総論的な意見ということで、こちらについては第1回で皆様から総論的にいただいた意見について、類型ごとにあてはまるものを整備させていただいたところあります。以上が資料1の説明になります。

伊藤委員長： ありがとうございます。ただ今の資料は前回、第1回の会議で稲葉委員からの提案を踏まえて整理いただきました。稲葉委員から何かあればお願いいたします。

稲葉委員： あくまで参考ということで申し上げたのですが、事務局で積極的に御対応いただきまして、全体を俯瞰できるようにまとめていただいて、私の当初の予想といいますか、それよりもよくできたものがここに示されたと思っております。

伊藤委員長： ありがとうございます。それでは他の委員の皆様から御質問、御意見ありましたら、御発言をお願いします。どなたからでも結構です。

中山委員： 稲葉先生からこういった資料をいただいて、事務局がこういうふうにとまとめたとお話を伺ったわけですが、非常にわかりやすく、これからの議論が進むように感じました。

伊藤委員長： ありがとうございます。コメントを頂戴しました。皆さんうなずいておられますね。

ほかに御質問ありませんか。小笠原委員、前回欠席されていましたが、これについて何かございますか。

小笠原委員： 事前に説明をしていただいたので大丈夫です。

伊藤委員長： ありがとうございます。先ほどの説明では、類型3のところ、どこまでやるべきかという問題が一番難しいのではないかと、ということでポイントも示していただいています。これも稲葉委員の御指摘かと思えます。

それでは、これでよろしいですか。皆さん、わかりやすく、俯瞰できるということで、まずこの類型を元に進めていくということでよろしいでしょうか。

各委員： (了承)

伊藤委員長： はい、ありがとうございます。

では、先に進めたいと思います。続きまして、(2) 情報公開・検証の見直しの方向性について、協議に入りたいと思います。本日は前回の会議で示していただいた11の検証テーマのうちで、先程の御挨拶の中でもあげていただきましたけれど、4つのテーマ、情報公開、文書管理、事故・事件

が発生した場合の公表、そして会議等の公開の4つについて協議をしたいと思います。

進め方につきましては、各テーマについて事務局から説明していただいた後に皆様から御意見、御質問をいただいて、適宜事務局から回答をしていただき、検証、見直しの方向性について、協議をしていきたいと思っております。

では、始めにテーマ1 情報公開とテーマ2 文書管理について、それぞれお互いに関係がありますので、二つのテーマを続けて事務局より説明をしていただきたいと思います。お願いします。

菅原主幹： それでは、引き続きまして、テーマ1 情報公開については資料の2-1、テーマ2の文書管理については資料の2-2になりますけれども、関連しますので、併せて説明させていただきます。

資料の構成になりますが、1の制度等の概要と2の現状につきましては、前回の資料がそのままになっておりまして、3が前回御議論いただきました検証、見直しの視点ということで載せさせていただいて、それぞれについてこの度各項目について4見直しの方向性ということで、方向性を御提示させていただいている資料になっております。

始めに2-1の1ページになりますが、情報公開の制度概要につきましては、前回申し上げたところにもなりますが、(3)対象となる情報としては、実施機関の職員が職務上作成して取得した文書や、その他の記録媒体ということで(4)にありますように、何人も、原則として実施機関が保有する全ての公文書の開示を請求することができます。請求を受けた実施機関は、一定の不開示情報がある場合を除き、請求に係る公文書を開示しなければならないということで、(5)の方にその不開示情報を載せています。主なものとしては、第1項に①の法令秘情報から⑦の国等関係情報まで規定されているという状況になっております。

2ページ目に進めさせていただきますが、1点訂正がございます。2の現状の(3)のところですが、28年度の情報公開の請求の実績計652となっております。第1回の資料は655となっていました。ダブルカウントがあったもので、この度652に訂正させていただきたいと思っております。開示・不開示の理由等についても、この度もう一回確認した結果、若干修正しております。

続きまして3の検証、見直しの視点になります。この点については大きく3つありまして、(1)は不開示情報の基準、(2)が不開示となっている情報の範囲とその考え方の検証、(3)が開示対象情報ということで、開示対象としている文書以外に開示対象とすべき情報があるかという視点を前回提示させていただいております。それを踏まえまして4の見直しの方向性になり

ますが、(1) 不開示情報の基準については、本県の情報公開条例の不開示情報として、先程①から⑦までありますとお話しましたが、このうち、法令秘情報から行政執行情報については、他の都道府県の情報公開条例で規定されているところではありますが、最後の国等関係情報については、現状本県のほか、3道県しか規定しておりません。一方、国等関係情報を規定していない都道府県においても、例えば、意思形成過程情報、意思形成の中立性が不当に損なわれる情報でありますとか、行政執行情報ということで、検査や試験など、その事務の執行に影響があるような情報があるわけですが、そういう規定の中に、国等の意思形成過程や行政執行に支障が及ぶ場合は不開示にできるという扱いをしており、国等に影響がある場合は一定の不開示とすることができます。東北各県で国等関係情報を規定しているところはなく、機関委任事務が廃止になった平成12年頃に見直しを行った模様であります。そうしたことから、方向性としまして、他の都道府県の条例を参考に国等関係情報の廃止を含め、条例改正を検討していくことを考えております。

(2) の運用、不開示となっている情報の範囲とその考え方の検証になりますが、法人情報、意思形成過程情報、行政執行情報の判断の参考例を次のページに表で示させていただいております。これに基づき開示、不開示の判断をしております。また、その判断をするに当たりましては、学事文書課と各課が事前協議をしまして統一性がとれるような取扱いを行っているところであります。次の「・」ですけれども、平成24年度から平成28年度の実績を見ますと、不服申立ては取下げを除けば0件という状況になっております。今年度は12月までに審査請求が1件、行政事件訴訟が1件提起されましたが、全体としては件数が少ないという状況になっております。こうした状況を踏まえまして、法人情報、意思形成過程情報、行政執行情報以外のものも含めて不開示の判断については、今後も判例や他の都道府県の状況などの情報も収集し、適切な判断ができるよう研究して参りたいという方向性を示させていただきました。

(3) の開示対象情報につきましては、後程説明させていただくテーマ2文書管理において、文書の定義や管理の方法のあり方を検証することにしておりますので、方向性としましては、その見直しを踏まえて情報公開条例の対象となる公文書を明確にして参りたいと考えております。

5ページ以降は資料になります。5ページから8ページが不服申立ての状況です。9ページが他の都道府県の条例における不開示情報の比較ということで、ここに山形県と3道県だけが国等関係情報があるという資料を載せています。10ページは、東北各県の国等関係情報の状況ということで平成11年から14年にかけて廃止したという状況を載せています。11ページが平成28年度の情報公開条例に基づく開示の状況ということで、各県とも統計が請求書のベースなのか、請求された公文書の数に基づくものなのか決定ベース

なのか、いろいろ違いがありますが、本県の場合、いずれの方法を取ったとしても開示率は81%、一部開示率18%程度ということで比較的高い数字になっているところでもあります。12ページは28年度の不服申立ての状況ということで、昨年度本県は0件となっております。13ページは過去の不服申立ての状況ということで、24年度以降は取下げを除いて不服申立てはありません。14ページ以降は不服申立ての具体的な概要を載せています。訴えがあったものについて開示することが妥当であり、県の判断が妥当でないというところが○、一部開示が妥当が△、実施機関、県側の判断が妥当が×ということで、それぞれの不服申立てについて状況をお示しさせていただいているところがあります。少し飛びまして、40ページはフローチャートということで、先程説明させていただきましたが、現在のところ全ての情報公開請求については、一番下の欄になりますが、総務部学事文書課で開示、不開示の判断に係る事前協議を実施して統一性を図るようしております。41ページが訴訟の概要ということで、今までの訴訟の状況について49ページまで記載させていただいています。50ページが電子メールの開示請求実績ということで、今年度2件ほど電子メールについての開示請求がございましたが、いずれも対象となるメールがなかったので不存在決定を行っております。

51ページは第1回の委員会で中山委員の方から御質問いただきました件で、出資している法人の情報公開の状況になります。概要等の(1)の枠の中を御覧ください。情報公開条例では、第17条で「県が出資している法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の趣旨に則り、情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」「実施機関は出資法人に対して指導を行うものとする。」としています。具体的な指導内容としまして、(2)に記載しておりますが、出資比率が2分の1以上の法人については県と同程度の情報公開を実施すること、また、出資比率が4分の1以上の法人については、経営状況を説明する資料を公表することという要綱になっております。2の実施状況ですが、全ての法人はその指導に従った対応をしている状況です。最後に55ページ以降ですが、昨年度を中心に、実際に不開示決定した具体的な事例をそれぞれ各情報ごとに載せております。以上がテーマ1の情報公開の説明になります。

引き続きましてテーマ2文書管理について説明させていただきます。資料2-2を御覧ください。テーマ2文書管理ということで、こちらの制度概要については、前回説明したところですが、基本的に県は今、紙文書で、事案を決定する場合は起案用紙を用いて起案し、決裁権者が決裁を行った上で発送等の施行を行い、その後簿冊に編てつし、最大30年保存する扱いになっております。電子メール等については下の欄にありますが、收受の必要なものは紙に出力して処理する。そこで作成したデータについても紙に出力する扱いになっておりまして、保管、保存等の扱いについての規定がない状況に

なっております。続きまして2ページの3検証、見直しの視点になりますが、5点ほどあります。(1) 山形県文書管理規程で管理する文書の範囲ということで、原則、紙文書で管理するという規定は妥当か。(2) 電子文書の取扱いのルールということで、電子メールなどの電子データをどのくらいの範囲で管理すべきか。(3) 文書の作成範囲等、どのような文書を作成し、残すことが妥当か。(4) 保存期間の妥当性及び明確化。(5) 廃棄する場合の判断、ということで視点を出させていただいております。4の見直しの方向性ですけれども、(1)の文書の定義、文書の範囲の見直しにつきましては、原則情報公開の対象とする公文書を管理していく必要があるのではないかと考えております。4ページの図を御覧ください。イメージ図ですが、①、②というのは政府、国の扱いですけれども、国の方では公文書管理法、情報公開法いずれも同じ範囲の行政文書を定義しています。具体的には5ページにございますが、①の公文書管理法であれば、この法律において行政文書とは行政機関の職員が職務上作成、取得した文書、磁気データ等を含む、であって当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有しているものということで、①と②、公文書管理法と行政機関情報公開法が同じ定義になっています。④の本県の情報公開条例も同じ定義になっているのですが、③の山形県文書管理規程では保存する文書というのは決裁、回覧等の処理の完結した文書のみ、実質的には紙文書のみということで白の丸の外側にありますように決裁途中である文書や電子データが実質的には管理されていないという現状にあります。これを受けまして、2ページにお戻りいただければと思いますが、(1)の「・」の3つ目にありますが、約半数の都道府県では、文書管理と情報公開の定義を統一しているという状況でもありますので、方向性としましては文書管理規程と情報公開条例の文書を統一する方向で検討していきたいと思っております。

(2)の電子文書の取扱いの見直しについてですが、電子データについては明確な規定がなく管理が統一されていないという状況にあり、(1)の改正を踏まえますと、電子データも同様に管理する必要があると考えておりますので、方向性としましては、電子文書の具体的な管理方法等について次回以降整理していきたいと考えております。

(3)は文書の作成義務等の明確化になります。考え方としましては、県民への説明責任を果たすためには文書の作成義務を明確にすることが必要と考えております。本県の文書管理規程では、文書の作成義務について具体的な規定がなく、事務の処理は文書で行うことを原則とすると規定しております。一方、約半数の都道府県では、公文書管理法第4条本文ということで、下の方に点線の枠がございますけれども、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに行政機関の事務事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、軽微なものを除き、文書作成しなければならな

いという規定を置いております。また、国の（１）から（５）までのような具体的な規定をおいている都道府県も北海道、岐阜県などございます。また、国では昨年末にガイドラインを改正しまして、内部の打合せや、外部の接触、記録の扱いなども定めたところでもありますので、方向性としましては、政府や他の都道府県の状況を踏まえて文書の作成義務に関する規程を設ける方向で考えて参りたいと思います。また、併せて政府の改正ガイドラインの内容についても対応していくよう検討して参りたいと考えております。（４）の保存年限の見直しや廃棄する場合の判断につきまして、国はもともと１年未満という保存年限があるのでございますが、改正ガイドラインにおいて、上の点線の枠の中ですけれども、公文書管理法４条の規定により作成された文書は原則１年以上の保存期間を設定するとされ、保存期間を１年未満にすることができる文書について類型化したところでもあります。本県の規程における文書の保存年限は３０年から１年と規定されておりますが、一方で処理の完結した文書、紙のみを保存するという規定になっております。文書の保存年限の類型について、本県は保存年限別に３５類型を規定しておりますが、他の都道府県ではより具体的な定めをしているところも多く、そうしたこともあり本県の保存年限は延長される割合が非常に高い状況にあります。方向性としましては、（１）の改正を踏まえ、文書の保存年限の区分を１年未満の保存期間の扱いを含めて見直す方向で考えて参ります。

５ページ以降は、文書の定義、主な文書の流れ、７ページが文書の作成義務、８ページが保存年限ということで、３５類型でありますとか、各都道府県の文書の類型数の状況等を記載した資料となっております。以上がテーマ１とテーマ２の資料になります。

伊藤委員長： ありがとうございます。２つのテーマを続けて御説明いただいたのですが、最初はテーマ１に絞って御意見、御質問があれば御発言をお願いします。テーマ１のどこからでも結構ですので、ありますでしょうか。

峯田委員： ２ページ目の（４）の一部開示、不開示とした内訳のうち、⑤意思形成過程情報が本県は４．４％と非常に少ないのですけれども、私は意思形成過程情報というのは、県民が関心のある情報なのかなと思っていて、件数が非常に少ないというのは県の方ではどのように捉えているのでしょうか。なぜこのような結果になっているのかなど、検討されたりはされているのか、その辺をお伺いしたいです。

菅原主幹： 資料の６５ページに意思形成過程情報ということで、昨年度の状況を載せさせていただいております。中身を見ますと指定管理者の選定に係る委員の情報や公立学校の入学者選抜方法改善検討委員会における文書の状況など

です。請求されるもののほとんどが決裁が終わった段階で、ある程度意思形成は終わっているものということがあるのかもしれませんが、非開示として扱ったものとしては、審査委員会に関するものなどです。

峯田委員：　そもそも、この意思形成過程情報に関わる情報公開請求自体が多いのか、少ないのか、そういうところはあまり把握されていないということでしょうか。

菅原主幹：　細かい分析にはなっていないのですが、会議の公開等である程度公開されている部分もあると思いますし、請求の中で審議会や協議会など、そういう意思形成に関わる請求があまりないという面と両面があると考えております。

峯田委員：　わかりました。

伊藤委員長：　他県と比較しているかという御質問ではないですか。

峯田委員：　比較ではなく、意思形成過程情報が少ないのはなぜなのか、県民にとっては関心があるのではないかと思ったものですから、素朴な疑問でした。

稲葉委員：　そもそも、開示請求を受け付けた段階で、これは不開示情報の種類のどれに当たりそうかというのは、その統計がないとわからないですね。しかし、開示請求を受け付けて不開示にしたときの件数といっても、事務局のほうで請求の段階で仕分けするということはないと思います。

菅原主幹：　私たちとしては、公開できるものは公開するという考えですので、公開するものまでは分析していなかったということが現実的にあるのかなと思います。公開できるときの分類の仕方が難しいということもありますので、意思形成過程にあたらなければ全て公開というようなことで、どういう分類で分析すればよいのか難しいということもあるのかなと思います。

伊藤委員長：　つまり不開示の数が少ないということは広く公開していることの表れと捉えていいですか。

菅原主幹：　はい。

伊藤委員長：　意思形成過程情報に関しては、不開示が少ない。広く開示していることの表れということですね。

他にいかがですか。

小笠原委員： 同じところですが、2ページの④の公共安全維持情報のところは、一部開示、不開示が0%ですけれども、もしわかれば、今後それも含めて方向性を示すということなので、④が理由になって不開示となっている場合で、他の都道府県の状況等がわかれば教えてください。また、ここに出ているのは平成28年度のものなので、④が理由となって一部開示、不開示となったものがあれば教えてください。

菅原主幹： 参考例として出しているものは、犯罪の容疑者、参考人、情報提供者等の生命、身体の保護に支障が生ずるとか、そういう犯罪関係の情報や捜査の手法、犯罪行為の手口など、そういうような例示をしております。他の県で具体的にどのようなものがあるかは把握していません。今年度の状況としては、警備業務委託のときの巡回の時間や回数、現金の保管場所等がありました。

小笠原委員： ありがとうございます。

伊藤委員長： ほかにいかがでしょうか。

中山委員： 3ページの不開示情報の国等関係情報の見直しが行われました平成12年のときに、この規定を廃止しないで今まで残していたのは、積極的な理由はないということですが、今後、廃止することになるのかもしれませんが、何かあったから残していたのではないのでしょうか。

菅原主幹： 古い資料を見てみたのですが、条例を作ったときからこの条項を検討した記録がないので、あまり意味があって残したものではないと思います。他の県は直したけれども、うちの県は残そうとか、そういう記録はない状況です。直し忘れと言ってはなんですけれども、そういった面もあるのかと思います。

伊藤委員長： よろしいでしょうか。

峯田委員： 4ページ目に開示・不開示の参考例がありますが、これは事案の積み重ねで追加されるものなののでしょうか。

菅原主幹： 参考例ということで、追加する場合もございます。追加せずにおく部分についても、不服申立ての結果などについては、学事文書課の方で協議の中で参考情報として提供している部分もあります。逆に言いますと、今まで追加していないものもございます。

峯田委員： それを前提にお伺いしたいのですが、30 ページに事案を載せていただいで、26 番の最上小国川ダムの事案で、こちらは一部開示になった案件ですが、審査会の結論の概要の 31 ページの下のところ、①の意思形成過程に関する部分は客観的に事実として明らかになっている情報を記載したもので、不当に混乱が及ぶものとは言えないので開示するよというよな結論になっています。こういう意思形成過程情報の類型の中で、他の県では意見に対する情報と事実に関する情報を区別して、事実に関する情報については開示するよ記載をしているよな点もあったのですけれども、この 26 番の事案をもとにこういうよな方針を追加されるよな御予定はありますでしょうか。

菅原主幹： すみません。そこまで、他の県の具体的な例を承知していなかったところなので、そこは承らせていただいで、運用面等で今後検討させていただければと思います。そこまではまだ検討に至ってなかったという状況であります。

伊藤委員長： 意見と事実を区別するかどうかという視点ですね。検討いただくということをお願いしたいと思います。

三澤委員： 資料の説明ありがとうございました。素朴な疑問だったのですけれども、12 ページの 28 年度の不服申立ての状況について、各県の一覧を載せていただいでいますけれども、拝見して、24 年度から 28 年度まで 0 件、28 年度は 0 件ということでこの表があるわけですが、0 件と見て私は良いことなのかなという印象は受けたのですが、他県と比較した際に例えば、北海道は 532 件あり、愛知は、234 件あるとされており、こんなに幅があるんだと今回初めて知って驚きました。他県と比べた際の山形県の 0 件は、そもそも開示請求者の母数が少ないということがあるのかもしれないのですけれども、山形県が出した情報に対して不服と思う人少ないから 0 件になっているわけなのですが、山形県の出している情報というか、不開示情報が妥当と納得される人が多いのかなという印象は受けました。他県と比較した際に 0 件という点について、他県と比較しての山形県の印象といいますか、0 件という数字の印象は良いのか、悪いのかわからないのですけれども、そのあたりはどういう感触なのでしょう。

菅原主幹： なかなか評価が難しい面があるのかもしれませんが、不服申立ての原点というのは、県が開示としたことについて、納得できないと不服申立てになりますので、この数年を見ていただければ、そういう方はいらっしゃるなかったという評価もあるのかなと思っております。

伊藤委員長： 不服がないのか、あるいは、あまりそこに関心を持たれていないことがあるのか、関心が高いけれども、という見方があるのかと思います。この辺はどうなんでしょうか。

菅原主幹： 決定については、全て通知の中で不服がある場合は何日以内に不服申立てをすることができることは明記しておりますので、制度としては知っていたかと思っています。そうした中でこうした結果もあるのかなと思います。

伊藤委員長： テーマ1について、他にいかがでしょうか。

小笠原委員： この委員会ですることを確認したいのですが、4ページにあるような判断の参考例を作る際の方向性を考えていくところが目的なのでしょうかということが1点と、判断の参考例というのは、40ページのフローチャートのところだと担当課の文書の特典、開示、不開示の検討と、その後行う学事文書課との開示、不開示に係る事前協議のところを参考にされるものなのでしょうか。

菅原主幹： この情報公開・提供の検証、見直しは全般についての検証をいただければと思っておりますので、今私たちがこういうことをやっていると、こういう方向性でどうかなという案を示させていただきましたが、参考例についての意見も含めて、全てと言っては変ですけども、御意見をいただければと思っています。参考例を作ること自体がミッションというよりは、私たちがこういうやり方でやっていること全般について、お気づきの点、御意見等があればいただければと思っております。

2点目の参考例につきましては、今、小笠原委員から御指摘がありましたように、各部局にも示しており、確認しています。それを踏まえて、当課もいろいろな情報、他の県の状況なども含めて事前協議をさせていただいているという点では、その際に一番使うものだと承知しております。

伊藤委員長： ありがとうございます。

長谷川委員： この件に関しては一般的な話なのですが、まず請求に対して原則開示していくという方針で、その点に関しては非常に明快でシンプルだと思いますが、私は何が難しいかと言いますと、不開示情報を特定することと不開示情報を保護する管理が今後課題になっていくのではないかと考えています。不開示情報の特定に関しては、先程指摘されていた40ペー

ジのフローチャートで、学事文書課が担当課と協議しながら進めていくということですが、今後、不開示情報の分類だけでなく、なぜそれを不開示にしたのかという詳細もデータとして残して、不開示情報が適正に扱われ、極端に不開示にしてないかとか、今後の議論ができるような材料を残していただきたいと思います。

もう一つは、基本的には事務局方針の方向性のとおりで構わないですが、考えないといけないのは、不開示情報を保護するという考え方で、いたずらに所管部の中でそういった判断をするのではなく、不開示情報を開示しないと、そういった管理の仕方を考えていくべきではないかと私は思います。

伊藤委員長： 御意見と承りましたが、何かありますか。

菅原主幹： 不開示情報を蓄積していくことについて、貴重な御意見として今後対応させていただきたいと思います。不開示情報保護について、個人情報保護などもありますので、そういうものは、個人が識別できるものは公開できないという部分は特に強く認識しながらやっているところであります。

星川委員： 先程から話のありましたフローチャートなど、各担当部署と学事文書課と事前に協議をしながら、不開示、開示を進めているとは思いますが、一つの文書を出す、出さないという部分の中で、ある程度のルールがあってそれを共有しながら進めているのか、その都度、各担当課との相談の中で決まっているのか、教えてください。

菅原主幹： 相談の中で決まっているという言い方がいいのかわかりませんが、相談を受けて、個別ケースなので、いろいろなケースがありえるのですけれども、協議の中で、私たちはこういう件についてはこうしましたという蓄積がありますので、そういう点では統一性がとれるというか、いつもほぼ同じ判断ができるように過去の事例などを示しながら、判断をしている状況にあります。

星川委員： ありがとうございます。各部署、出せる情報、出せない情報というのはもちろんある中で、不服申立てが少ないのは積極的に公開していることの証なのかもしれませんが、県民としてはなぜ出ないのかというのはすごく疑問に思うと思うのです。直近では森友学園の学園名が記載になっている、なっていないですとか。あれも県民からすれば考えるべきものだと思いますので、その部分を各担当とコンセンサスをとっていただいて、はっきりさせていただければと思います。

菅原主幹： わかりました。承らせていただくとともに、開示、不開示の場合にはその理由も書かせていただいているところですので、その標記についてもより丁寧にしていく必要があるのかもしれないと感じたところです。

伊藤委員長： テーマ1については大体よろしいでしょうか。

峯田委員： 感想程度なのですが、今回、不服申立ての事案について資料を出していただいたんですけども、読むのが大変です。今後、こういう会議とかあると思うんですけども、こういう資料を類型化して、見やすくしてもらいたいと思います。御検討をお願いします。

菅原主幹： わかりました。

伊藤委員長： 御意見ということで、今後よろしくをお願いします。

それでは、テーマ2に移りたいと思います。テーマ2文書管理についてということで、先程御説明いただきました電子文書の具体的な管理方法は、第3回に検討するということですので、それ以外のところでテーマ2に関して、それ以外といいますか、それに至る、そのためにも御意見をいただきましたと思います。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

西村委員： テーマ2に関してですけども、2点ございまして、私の会社と比較してみたのですが、文書管理におきましては、私の会社の場合、6パターンあります。永久、これは口座開設用紙の扱いですが、そのほか10年、7年、5年、3年、1年となっており、県の30年は少し長いのではないかというような感じを正直思っております。基本的な考え方は電子媒体で保管するようになっております。ちょっと確認はできていないのですが、15年前から電子媒体が基本ベースになっているような状況です。すぐに、こういった方向転換というのは可能なのか、規程に盛り込むことか可能なのかお聞きしたいのと、もう1点が電子管理の注意点なんですけれども、見直しの方向性でも挙がっていたのですが、紙ベース、何年、こういった形で保管するという、きめ細かい規定が必要なのかと思うのですが、企画するセクションがあるのか、ないのかということと、うちの企業として比較した場合、管理で1600項目くらいあるらしく、それを一年に一回見直しをする運用をしているようなのですが、その整理に関して可能なのか、そういったところをお聞かせいただきたいです。

菅原主幹： まず、保存年限のパターンですが、うちの県では30年、10年、5年、3年、1年としているところでありまして、もともと本県でも永年というもの

があった時代がありました。それがなかなか保存年限が不明確というか、永年なのかどうかというのもあり、国などの動きもあり、一旦 30 年というような形で直したところではありますが、文書管理については模索しているところがありまして、一応、永年というものもずっとというわけではなくて、区切ろうということもあり 30 年にしたという経緯があります。

それから、電子媒体に統一するというお話ですけれども、ここは感想的なところもあるのですが、役所というのは、他の国、県、市町村と多く付き合っているところもあり、個人の皆様からの申請に基づく部分もあるのですけれども、どうしても、全ての秩序が紙でまだ動いているところがありまして、紙と電子媒体をどう結合させるかというところがあります。他県の一部は電子処理にしようとしているのですが、他からくるものが紙だったりしますと PDF にしなくてはならなくて大変でありまして、なかなか今はまだ紙が主流となっています。例えば申請書というのでも電子で全てするようになってくると違うのかもしれませんが、今のところ判子の付いた紙のような形になるので、そうした中で全てを電子にできないところがあって苦労しているところもあります。

電子媒体で管理するということでは、文書管理をしているのは私たちのところでもありますが、一方で情報政策課というところでいわゆる電算システムを管理しておりますので今後電子データの取扱いにつきましては、方向性を定めるに当たってはその電子処理を担当している部局と調整した上で、物理的な量などもありますので、調整していく必要があるのではないかと、考えております。

伊藤委員長： よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

中山委員： 1 点は公文書の管理の専門家というのは県庁で、養成とかの議論があると思うのですけれども、現状はどのような形になっているのでしょうか。あと図解のある 4 ページ、非常にわかりやすくして良い図だと思ったのですけれども、政府のように①、②の範囲を指定しているというのは異論のないところだと思うのですが、この一番関心のある図の四角で囲んである、この間も申し上げたんですが、決裁の途中、執行のところと、1 年未満、電子データ等の文書、この方向性で前向きに考えていると理解してよろしいのかどうか。検討という意味ですね。

菅原主幹： 2 点御質問いただいたうち、まず 1 点目のいわゆるアーキビストという職については現在本県の職員の中にはいないという現実です。それから 2 点目としまして、この 4 ページのイメージ図で、今後は情報公開条例に合わせていく必要があるのではないかと考えておりますので、やはりその辺の合わせ

た結果としての決裁途上の文書の扱いなどについても検討していくことになるかと考えております。

伊藤委員長： ほかにいかがでしょうか。

星川委員： 中山さんの話の中で、今、県庁の中では、公文書、情報公開での公文書の扱いと、文書管理の規定の中での文書というのがダブルスタンダードで走っている状況ですよ。

菅原主幹： 実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものという規定に情報公開条例ではなっているわけです。ただ、実際、実施機関が管理して保有しているものというのは実質的には紙文書になっているということで、ダブルスタンダードといいますか、狭い範囲の管理が現状だという状況です。

星川委員： わかりました。ちょっと疑問に思ったので。同じ文書ですけれども公文書の文書と同じであるものの・・・。

菅原主幹： 管理しているのは現実的には紙文書だということです。

大森部長： 定義が違います。世の中でいうダブルスタンダードとは若干意味が違いますけど、基準が別々だということであればダブルスタンダードといえばダブルスタンダードですが。

星川委員： わかりました。

長谷川委員： 同じく4ページの図1の文書の範囲等のイメージ、規程上の文書と情報公開条例上の公文書の範囲の違いですけれども、電子データだからといって、情報公開条例上の公文書に当てはまらないというのはやはりちょっとおかしいと思うので、それは紙のものと同じように扱うべきだと思います。一方で決裁途中、未施行などの処理の完結していない文書を仮に情報公開条例上の公文書にしてしまうと、そういったもの自体も情報公開の対象としていくことだと理解するのですが、それはちょっと現実的に考えると難しいのではないかと考えますが、事務局としてはどういう御意見なのでしょうか。

菅原主幹： これはほかの県などもそうなのですけれども、管理する文書ということで、例えば、決裁の前の段階で修正になったものも残してはおくのですけれども、

それが最終決裁前に情報公開の対象になるかといえ、そこは現実的には意思形成過程というような形で、その段階では公開にはならない場合が多いのではないかと思います。ただ、作成義務のところにもありましたけれども、意思決定に至る過程などがわかるようにということで、例えば、最終決裁のときに一部修正が入ったという状況ですとその最終決裁の前の資料を残しておくというようなところが、現実的には違いが出てくるのかと思っております。

長谷川委員： そうすると表現の違いなのかもわからないのですが、最終的に意思決定に至ったときに過程がわかればよろしいわけなのですが、それに至るまでの前段階の会議等の記録も残しておく。ただ、前段階の会議であればその会議の、各会議の段階で意思決定を行われているはずなので、当然残すものだと思います、むしろドラフト段階の承認が下りていない、決裁が下りていないものに関しては、ちょっと判断が難しいのですが、今の御説明を聞きますと、決裁の効いたものを残されるということなのかと思うのですが。決裁があくまで終わったもの、そのいろいろな意思決定の中のプロセス、それ自体もそれぞれの判断があって残しておくものだと、それは私も同意したいのですが、その決裁のされていないものを何が何でも残すという方向にあるのだろうかというところは残すものではないと、そういう理解でよろしいですか。

菅原主幹： 一定の決裁といいますか、一定の意思決定をしたもの、一定の意思決定をしようとしたもの及びその経過が残るという理解かと思えますけど、単なるドラフトというか、極端な例ですけれども担当者がいろいろ今後どうするかを考えたデザイン的なものまで残すかというものではないのかなと考えております。

長谷川委員： わかりました。

伊藤委員長： ほかにいかがでしょうか。

三澤委員： 文書の廃棄について、質問なのですけれども、現状で現在延長率が60%だったのですが、もし把握していれば延長している原因といいますか、理由を教えてくださいというのが1点。もう1点はその理由によるのかと思いますが、今後の方向性で、3ページ一番下にですね、文書の保存年限の区分を見直す方向で、ということが書かれています、見直すことによって延長しなくてもきちんと適切に廃棄できるようになっているのか、それともまた別途、これは理由によるのかと思えますが、適切に廃棄していくための対応策をま

た考えていかれるのか、もしお考えがあるのであれば教えていただけたらと思います。

菅原主幹： 延長するときは理由を聞かせていただきますけれども、職務上使用するためがほとんどになります。使う必要があるという状況であります。その使う頻度までは調べていないのですが、使う可能性がある、使いますということが多いです。

それから保存年限の見直しについては、廃棄を進めるというわけではなくて、先程三澤委員の方からもありましたが、6割、7割が延長されているのは、今の保存年限が機能していない部分があるのだらうなというところがあります。そこは保存年限として適正に、必要なものはもしかしたら短い年限になっていることもあるのかもしれないので、その辺も含めて、業務に必要なのが原点ですので、業務に必要で廃棄するにはどういう基準がいいのかという点で考えていくことになるのかと思います。

稲葉委員： 先程、決裁と回覧、決裁に至っていない決裁途中、未執行などの完結していない文書の問題ですが、通常は決裁、回覧済みという制度ですよね。当初の情報公開条例の対象とされた公文書、あるいは行政文書というものがあった、今のようないわゆる組織共用文書ではなくて決裁、回覧済み文書ということだったわけで、それよりも拡大しようということで条例改正が行われて、いわば国の法律に合わせたという意味もあるわけですが、組織共用文書に直したのは、拡大するということです。決裁途中、未執行文書との関係では、確かに意思形成過程情報との関連はあると思うのですが、少なくとも回覧の方は意思形成過程ではありませんので、そちらはその点から特に問題になるということはありません。回覧の途中でも対象とするということは当然あっていいと思うんですけどもね。それから、文書の作成義務化を図りたいということをおっしゃって、非常に重要なことなのですが、現在は訓令で定めているわけですかね。それを作成義務化ということとの関係で見直すということなのではないでしょうか。条例化とか、規則化とか、その点を教えていただきたいのですが。どうお考えかということですね。

菅原主幹： 始めに、先程の私の説明が間違っていて、回覧途中であれば意思形成過程ではないという御指摘、そのとおりだと思います。そのときは、情報公開条例の非開示情報に当たらなければ、その段階で開示できるということになると思います。それから、文書管理の条例等を制定するという点については文書管理条例を作っているところの根幹的なところというか、違いが出てくるところとしましては、歴史公文書の開示請求権を認めるところが一番法的効果として大きいのかなと思っております。情報公開と同じように歴史公

文書も非開示であればそれに対して不服申立て等ができるという形になる、制度になるかと思えます。歴史公文書については、次回議論いただくこととなっておりますけれども、なかなか私たちの県、冊数の状況も少なく、公文書センターで、まず、保存の方から取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。ステップとしてはそういう保存体制も作り、歴史公文書の収集、閲覧の状況も踏まえながら検討していった方がいいのかと、今のところは考えております。

稲葉委員： そうすると文書の作成義務に関しては、今の訓令を改正するというだけで足りるとお考えなのですか。

菅原主幹： 今のところ、私たちはそういう方向かと思っております。作成義務ということになりますので、訓令であっても職員はそれに縛られる部分がございますので、そこは対職員という点では訓令であっても作成義務を定めればその義務はかかっていくのではないかと考えているところであります。

小笠原委員： 8ページのところの35類型に関してですけれども、これは他の各種法令との関連で決まっているものがあるのでしょうかというところと、そうであれば民法が改正されて時効の期間が変わったりしているのですけれども、そういう改正等を踏まえた上で変えていくものなのか、というのが質問になります。

菅原主幹： この35類型については、法律だけでなく様々な要因といたしますか、補助金であれば会計検査等の公的債権の時効とかそういう問題もあって定めているものかと理解しております。これだけでなく様々な要素を加味しておるものかと考えております。

民法の時効については、私たちの県として勉強不足のところもあるのですが、例えば時効等が続いているようなものについては、おそらく文書はまだ未決のような形で残っておるのではないかなと考えておりますので、そういう点では民法で時効期間が変わったとしても、最終的に債権を放棄しない限りは現用文書といたしますか、まだ債権請求する段階の文書ということで保存年限には移行しないのではないかと考えておるのですが、先生からアドバイスいただければというところもありまして、不勉強で申し訳ないのですが、そのように考えていたところでもあります。

小笠原委員： 保存年限の起算点というか、始期がどこからなのか、私も認識してなかったもので、わからないのですけれども。今の話だとそれに関する業務が全て終わったときに起算点になって、そこから3年とか5年という話なので

すか。

菅原主幹： 基本的には処理が終わった段階ということになりますので、債権等であれば債権が回収された段階と基本的には考えております。それで放棄なりすれば、またその放棄が済めばその段階からになるのではないかと整理しております。

伊藤委員長： ありがとうございます。たくさん御意見いただきました。まだ、御意見等おありかもしれませんが、先に進めたいと思います。テーマ1、テーマ2については、それぞれのお立場から様々な御意見、御指摘ございましたけれども、例えば、テーマ1ですと不開示情報の国等関係情報ところを条例改正していくですとか、テーマ2に関しても先程ありましたけれども訓令の改正ですとか、概ね事務局のお考えの方向性に対して皆様から特に異論はなかった、むしろ積極的に進めていただきたいという意見が多かったかと思えます。非常に大雑把なまとめですが、ぜひ、今日、お出しいただいた意見を踏まえて先に進めていただければと思います。

〈テーマ4〉

伊藤委員長： では次にテーマ4に移りたいと思います。事務局及び関係者から説明をお願いします。

行政改革課長： テーマ4事故・事件が発生した場合の公表について、資料2-3に沿って説明させていただきたいと思えます。まず、第1回の会議の際の説明と重複する部分も出てくるとは思いますが、1ページ1「制度等の概要」につきまして、事故・事件が発生した場合の公表については、統一的な基準がないというのが現在の認識です。ただ「パブリシティの手引き」の中に公表すべき事項の考え方、あと公表にあたっての判断基準の設定の留意事項については明記されている部分があるというところです。また、2の「現状」のところについては、「パブリシティの手引き」にある考え方等について明記されていますが、全庁的に調査したところ、所管課において公表基準を整理しているところもある一方、公表基準を設けず事案が発生した時点で公表について個別に判断しているという事例が散見されるということです。以上を踏まえると、「パブリシティの手引き」があるにしろ、それに従っているとはなかなか言い難い状況です。このため現状分析し、その実効性を高めるために検証を行ったところ、ページでいうと2ページ3の「検証、見直しの視点」の3項目を挙げさせていただいております。1項目目が公表する事項について

の現在の考え方の妥当性です。「パブリシティの手引き」に掲げる情報提供の考え方がこれでよいのかどうかというところです。2項目目が個別に基準が必要な事故・事件の種類です。こちらについては、個別の公表基準の策定が必要な事故・事件はどのようなものがあるかということです。3項目目が現在の個別基準の内容と運用の適正性です。これは既に策定されている個別の公表基準の考え方について、あとから申し上げますガイドライン等と見合わせて適正かどうかというものです。視点としてこの3項目を掲げて今後、検証、見直しを行うということで、第1回会議の際、説明し、御意見をいただいたところです。それを踏まえ、4の「見直しの方向性」ですが3つの視点に沿った3点を御提示いたします。まず1点目は「公表に当たっての基本理念の設定等」です。まずは①基本理念として「県には持っている情報を提供する責任がある」という認識を徹底するとともに中身については、県民の立場で知りたい情報、県民が知っておくことが有益な情報、また県としての責務を果たす必要がある情報を積極的に公表していく情報として臨みたいというものです。ただし、ということで②非公開情報等の整理を挙げております。公表する場合でも、公表すべきでない情報、公表できない情報については、明確に整理をする必要があると考えております。非公開情報については、基本的には先程から議論になっている、情報公開条例に規定している不開示情報を例に整理していくことを考えております。例示なども交え現場でもわかりやすいように整理していきたいと思っております。こちらの不開示情報については、情報公開、会議の公開との整合性も含めて検討していきたいと考えております。また、配慮事項ということで係争中の案件、事故・事件が起きた時の関係者の同意、これについては事故が起きた時の保護者の同意等があるかと思っておりますが、そういったことに配慮が必要と考えておりますので、非公開情報と同様に例示などをして整理していきたいと考えています。

続いて見直しの視点の2点目になりますが、3ページを御覧ください。こちらについては、「ガイドラインの策定及び個別基準の策定が必要な事案の整理」というところです。この内容については、まずは①のとおりガイドラインの策定をしていきたいと考えております。まず事案を整理する前に個別基準の実効性の確保、県としての統一的な取扱いを図るため基本的な考え方、公表に当たっての判断基準となるガイドラインを策定していきたいと考えております。ただしさまざまな事案がありますのでガイドラインについては事細かに決めるつもりはございません。県としての統一性を持たせるために必要最低限としての項目を全庁的に参考となるよう整理していきたいと考えております。このガイドラインを策定することにより、個別基準を策定していない事案が発生した場合などガイドラインを参考に速やかに公表などが行えるのではないかと考えているところです。続いて②の個別基準の策定が必要な事案の整理です。この内容につきましては、これまでの公表実績、

緊急性、県民への影響度などを踏まえ、個別の公表基準が必要な事案について以下の3点で整理していきたいと考えております。1点目は「県民の生活や健康への影響が懸念され、広く注意を喚起する必要がある事項」です。2点目は「公務の信頼性を確保し、行政の説明責任を果たすために公表すべき事項」、3点目は「公の施設や行政サービスに関することなど、公共性の観点から公表すべき事項」です。想定している個別の事案についてはその下に明記しているところです。最後に見直しの3番目として「ガイドラインを踏まえた検証」というところです。こちらについては、個別の公表基準を既に策定しているところについては、県としての統一的な取扱いを図るため今後策定するガイドラインに沿っているか検証し、必要に応じて見直しを行うというものです。説明については以上です。

人事課長： 私のほうからは、資料2-3-1によりまして「職員の不祥事事案に係る公表の取扱いの検証・見直し」について説明いたします。まず1「これまでの取扱い」ですが、これまで、職員の不祥事事案が発生した場合、懲戒処分等の結果については平成17年11月に制定しました「懲戒処分の公表について」という考え方がありまして、これに基づき公表を行ってまいりました。一方で懲戒処分等を行うまでの間については、公表の取扱いを定めたものではなく、個別事案ごとに対応してきたところです。これまでの取扱いの基本的な考え方については、資料のうち線で囲ったところに記載しております。①「県として事実関係の認定できない場合」としまして、逮捕時及び起訴時に捜査機関から発表がある場合は、これに対する知事のコメントを発表してまいりました。また、裁判所において有罪判決が出された場合、これに対する知事のコメントを発表しております。②「その他の場合」ということで、県として事実関係の認定ができた場合というようにお考えいただければと思いますが、こうした場合は懲戒処分を速やかに実施するにあたり、事案の概要及び処分の内容を公表してまいりました。別紙1ということで、6ページにこれまでの対応について、刑事事件の流れに即して図にしております。左側に逮捕、起訴、判決、判決確定という流れに応じて、例えば逮捕の場合、捜査機関から発表があれば、県の対応として、知事のコメントを発表したというところです。図の逮捕から右に分かれまして、捜査機関から発表がない場合については県としては対応なしとして、特段の対応を行っておりませんでした。ここについては、捜査機関から何も発表が行われておらず、県として事実関係の認定ができないため、県として対応してこなかったところです。起訴の段階に移りまして、検察から発表がある場合は括弧書きになりますが、知事のコメントを発表しております。図の下に米印をつけて説明を記載しておりますが、「逮捕等時に知事のコメントを発表している場合を除く」ということで、一度知事がコメントを出していれば、次の段階からはコメントを出さないということを基本としております。最後に、菱形印でコメントをつ

けていますが、いずれの段階においても、当事者から事情聴取等により県として事実関係の認定ができ、司法処分の確定を待たずに懲戒処分の量定を判断できる場合は、速やかに懲戒処分を実施するとともに、事実の概要、処分内容及び知事のコメントを発表したというところです。

次に資料1ページに戻っていただき、2 検証及び検討の視点について説明いたします。ここでは5点記載しておりまして、まず1点目、最近の事案における対応です。職員が山形県や宮城県で逮捕された事案については、警察から発表があるため、現在も知事のコメントの発表や記者会見等の対応を行ってまいりました。一方、東京都内で逮捕された事案については警察から発表がなかったため、県ではその段階では特に対応をしておこなったところです。具体的なケースとして、3つ目の○で強調している事項があります。平成28年8月に痴漢行為により東京都内で逮捕された事案について、昨年の8月に逮捕されましたが、有罪判決をうけるまでの約1年間、特に対応をしておこなったことに対して、県民から批判の声をいただいたところでして、具体の声は資料に記載しているとおりで、こうしたことを踏まえて検討が必要であると考えています。別紙2の7ページを参照いただきたいと思います。最近の事案ということで、10事例ほど対応状況を記載しております。3番が東京都内での器物破損の案件で、これについてはやはり警察から発表はありませんでした。県の対応については、網掛けにしていますが、特段の対応をしておこなったところです。10番の東京都内の痴漢の事案についても網掛けのところが県が特段の対応をしておこなったところで、それ以外の逮捕された事案については警察発表がありましたので、その都度県としては記者会見を行ったり、マスコミの方から求められてコメントを発表したりというような対応をしてきました。

資料の2ページに戻っていただきたいと思います。検証及び検討の視点の2点目ですが、プライバシー保護の必要性です。不祥事を起こしたとして氏名が公表された場合、当事者にとっては取り返しのつかない非常に大きな被害を受けることとなります。このことから事実関係が確認できない段階ではプライバシー保護に留意する必要があると考えております。ただし逮捕を行った警察等において、氏名を公表するという判断をした場合は、県がプライバシー保護のために氏名を公表しないことに実益がないのでこの限りではないと考えております。

3点目は他の都道府県における公表の取扱いです。他の都道府県の状況を調査したところ、本県と同様に逮捕の段階では警察等の発表がない場合は公表しないという回答が多くみられました。括弧書きにしていますが、逮捕の段階で、警察等から発表がなくても公表しているのは4団体という状況でした。しかしながら、行政の説明責任を果たし県政に対する信頼を深める観点から、積極的に公表する方向で検討することが適当だと考えております。公

表の内容については、警察等から発表がなくとも逮捕があった事実を公表している4団体では、いずれも個人が識別されないものとなっていました。別紙3、8ページに全国の状況をまとめております。(1)ですが、「逮捕の段階」ということで、「警察等から発表なし」で「公表する」のところに4と入っていますが、これが先ほど説明いたしました4県ということですが。山形県の取扱いについては、網掛けのところに含まれています。

資料2ページに戻ります。続きまして4点目、職員が検挙された場合の取扱いになります。警察が逮捕は行わず、任意で取り調べを行う場合もあるため、その場合の取扱いについても検討する必要があると考えております。括弧書きで記載しましたが、法令で定義している用語は特にありませんが、ここでは任意での取り調べや検察への送致等を「検挙」と整理しております。逮捕については、刑事訴訟法上、「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるとき」や「現行犯人」について行うことができることとされており、非違行為が行われた蓋然性がある程度高い場合に行われるものと考えます。これに対して検挙ですが、これは警察等において捜査を進めている段階であり、逮捕と同様に考えることはできないと考えております。また他県の状況を見ると、警察等からの発表がなくとも逮捕があった事実を公表している4団体ですが、ここにおいても、検挙の段階では基本的には公表していないということでした。このため、検挙の段階では公表せず、捜査の結果、検察において起訴した段階で公表することが適当と考えます。

最後に5点目、交通事故の取扱いです。交通事故や交通法規違反によって略式起訴されることもありますことから、その場合の取り扱いを検討する必要があると考えております。他の都道府県の状況を調査した結果、交通事故・交通法規違反で飲酒・酒気帯び運転やひき逃げ等の社会的非難性の高い事案を除いて、略式起訴の段階で公表することを基本としている団体はありませんでした。他団体の状況や、県民の関心の度合いという観点から、交通事故については飲酒・酒気帯び運転やひき逃げ等の社会的非難性の高い事案とそれ以外の事案、例えばスピード違反や人身被害が軽い交通事故は分けて考えることが適当と考えております。資料の8ページ、別紙3の(2)を御覧ください。他の都道府県の公表の取扱いについてまとめております。飲酒・酒気帯び運転やひき逃げ等の場合、検挙された段階で公表しているのが13、非公表が9、その他7ということですが、人身加害事故で相手方死亡又は重症の場合でも検挙された段階で公表しているのが0、その下の区分で、人身加害事故で相手方軽傷やスピード違反の場合も検挙された段階での公表は0という状況でした。

資料の3ページにお戻りいただいて、3 見直し(案)ですが、これまでの状況を踏まえまして、職員の不祥事案に係る公表の取扱いについて、見直しのポイントのとおり、見直しをしていきたいと思っております。これまで

は、警察等からの発表がない場合は県でも特に対応しておりませんが、県行政の信頼性を確保する観点から、今後は、警察等からの発表がない場合であっても、職員が逮捕・基礎されたことを県が確認した場合は、速やかに、県から公表することとしたいと考えています。次に、公表基準の策定ですが、その取扱いを明確にするため、新たに「職員の不祥事案に係る公表基準」を策定することとしたいと思います。

その内容は資料の4ページ、5ページに亘っているものです。簡単に御説明しますと、公表対象は、職務上又は職務外を問わず、職員が非違行為により逮捕、起訴又は有罪判決を受けた事案及び県が懲戒処分を行った事案を対象とします。公表の時期ですが、2(1)逮捕、起訴又は有罪判決の場合、県が、職員が逮捕されたことを確認した場合は、速やかに公表します。また、県が、職員が起訴されたことを確認した場合は、速やかに公表します。ただし、逮捕の段階で公表済みの事案、交通事故・交通法規違反に係る事案で飲酒・酒気帯び運転やひき逃げ等の社会非難性の高い事案を除いてはこの限りではないとしています。次に、県が、職員が有罪判決を受けたことを確認した場合は、速やかに公表します。ただし書きは上記と同様となります。(2)として、懲戒処分については、行った場合、速やかに公表します。3として公表の方法ですが、これは従前のおりと考えていますが、県政記者クラブへの資料提供、その他適宜の方法ということで、事案の内容に応じて、部局長又は総合支庁長による記者会見を行うことを想定しています。4 公表の内容ですが、こちらは警察等において職員の氏名を公表した場合は、当事者の所属、職名、氏名、性別、事案の概要、懲戒処分に限りませんが処分量定及び処分年月日を公表します。警察等において職員の氏名を公表しない場合は、当事者の所属、職位、年代、性別、事案の概要、懲戒処分に限り処分量定及び処分年月日を公表します。最後にその他としまして、事案の社会的影響、被害者又はその関係者のプライバシーへの影響等を勘案して、別途の取扱いをする場合があるということで例外の内容を設けているところです。

資料の9ページに参考として、職員が逮捕された場合の件への報告義務について添付しています。1に現状を載せていますが、我々が守るべきルールをまとめた服務規程というものがあまして、勤務中に職務遂行に関して事故が発生したときは速やかに所属長に報告するよう義務付けをしております。次に、運用上、勤務外であっても逮捕されるような事案があれば報告するよう求めてはありましたが、報告義務を明文化したものではありませんでした。なお、交通事故については、「職員の交通事故に伴う事務処理要綱」という総務部長通知をもって、職務上又は職務外を問わず、直ちに所属長に報告するよう義務付けております。2として報告義務の明文化になります。職員の逮捕事案等をより確実に把握するとともに、職員に対し自らの行為が県組織全体に与える影響を認識させ、服務規律を遵守する意識を高めるため、

勤務外の事故（逮捕事案等）について、職員から所属長への報告義務を明文化することとして、現在山形県職員服務規程の改正を進めているところです。内容は以上です。

子ども家庭課長：私からは資料 2-3-2 に基づきまして、子育て推進部所管県立入所施設における事故等公表基準の検討状況について報告いたします。

資料のほうには記載しておりませんが、当部で公表基準を策定する経緯について始めに説明させていただきたいと存じます。平成 28 年 12 月に県立鶴岡乳児院にて発生した事故を受けて公表基準を策定するとしたものです。事故の概要ですが入所中のお子さんが寝室のベビーベッドでうつぶせになり心肺停止状態になっているところを職員が発見いたしまして、病院に緊急搬送され、救命措置を行い蘇生はいたしましたが、重篤な障害が残ることになったというものです。この事故の公表についてはお子さんの容体安定を最優先とし、御家族にも配慮しながら対応していたというところもありまして、公表が事故発生から半年後となったものです。県議会議員からは、公表が遅れたことについて、事故公表基準が定められていなかったこと、また、県民への情報提供や、お子さんを預かる類似施設への注意喚起の視点が欠けていたのではないかなどの視点をいただいたところです。そのような経緯もありまして、公表基準を策定するとしたところです。

資料の 1 ですが、事故等公表基準の目的としましては、こういった事故等について公表することで、県民に対する説明責任を果たすこと、また子ども等を預かる他の類似施設に対する注意喚起や再発防止の周知徹底を図ることを目的とするものと整理したものです。2 の検討方法ですが、事故の再発防止も含めまして、「事故再発・事故公表基準検討委員会」を設置しております。弁護士、医師、児童養護施設関係者を含めた 7 名の委員から審議、御意見を頂戴し、基準については検討を進めているところです。検討委員会につきましては、昨年 12 月と本年 2 月の 2 回開催しているところです。検討状況ですが、その 2 回の検討委員会で出された意見のポイントとなるものを資料に 4 つほど記載しております。1 つ目が、対象となる事故等をレベル分けし、一定の公表基準を定めるべきだということです。2 つ目として、死亡事案や命の危険が迫る重篤な状況となった重大な事故等は公表し、また、それ以外の事故等についても公表の目的に照らし、公表の必要があると認められる場合には公表すべきというものです。3 つ目が、入所者が様々な事情を抱え施設に入所している背景を踏まえまして、公表内容については、プライバシーにも十分配慮すべきというものです。4 つ目として、公表にあたっては、事前に本人や家族に公表内容を提示して説明し、可能な限り同意を得る努力をすべきという御意見を頂戴したところです。こういった意

見を踏まえまして公表基準の検討を進めているところです。今後のスケジュールですが、今公表基準案を取りまとめているところで、その案を県議会2月定例会常任委員会で報告し、議会のほうからも意見を頂戴したいと考えております。その意見も踏まえ、今年度中に県として事故等公表基準を策定してまいりたいと思います。私からの説明は以上です。

伊藤委員長： ありがとうございます。ただ今の説明のうち、人事課長と子ども家庭課長の説明内容については、いずれもその事案の公表のあり方について、外部からの指摘などを踏まえ、先に行政改革課長から説明いただいた検証、見直しに先行して、既に検討を進めているということを付け加えておきたいと思います。人事課長からの説明内容については、この委員会で御意見などをいただいたうえで、今後、基準の策定に向けて、更に検討を行っていくものです。一方子ども家庭課長からの説明内容につきましては、公表の考え方などについて、別に有識者を交えた別の委員会で御議論いただいております。その状況についてこの委員会にも報告をいただいたというものです。したがって、人事課長の説明についてはぜひ御意見をいただきたいと思っています。では説明について、御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

峯田委員： 資料2-3の2ページの一番下白丸のところ、配慮事項の例に「関係者の同意」とありますが、これは何に関する同意と考えていますか。

行政改革課長： ここで想定しているのは公表に関する同意です。先ほど子育て推進部で御説明したとおり、お子さんが事故にあったというような事案では、保護者の方に公表してもよいかどうかについて同意が必要ではないかと考えているところです。

峯田委員： 同意ですが、全部の事案で想定されるものではないと思いますが、関係者の同意を求めるべき案件というのはどういう案件と考えているのでしょうか。

行政改革課長： 直接的に被害者がいて、その方の保護者、利害関係者等に配慮しなければならないものがある場合と考えています。一般的な注意喚起など、そういうものについては対象とは考えておりません。事案に対する利害関係者が明確にいる場合には配慮すべきということで、どういうところまで範囲を広げるかといった詳細については、今後考えていきたいと思っております。

峯田委員： 今の回答だとあまり基準になっていないと思います。その辺りについて、今後ガイドラインを作るということであれば、関係者の同意を得な

ければならないのはどんな場合かということも検討したほうがよいと思います。

総務部長： おっしゃるとおりだと思います。今の行政改革課長の説明だと範囲が広すぎると思います。例えば、今個別基準を持っているところでいうと、高病原性鳥インフルエンザなどは、具体の被害者はいるが多数発生しており、それがまた伝染するおそれがあるという時に、被害者が10人、100人出ているのにその方全ての同意がいるかということそうではありません。一方で先ほどの子育て推進部の案件のように、個別特定の少数の被害者という場合については、個別に同意を取る必要があると思います。そういったように同意がいる場合、必ずしも同意を要しない場合という類型化についてはまだ検討が甘いと思うので、引き続きここは検討させていただきたいと思います。

中山委員： 警察が発表しない場合、職員が不祥事を起こしたら上司に報告し、確認を取って公表するかどうか判断することになると思うが、県として公表する場合、山形県警にも情報提供することになるのでしょうか。

人事課長： 山形県警が逮捕した事案については全て県警の記者クラブのほうに情報提供しており、県内事案については、県としてもこれまで情報については知り得たというところですが、この度問題になったのは、警視庁のように発表しないところがあり、県として正確な情報を知りえなかったということにあり、そこは職員の報告を受けての対応となっているので、この度の件で山形県警と何か新しいことはありません。

中山委員： 県外の情報は知りえないのですか。

人事課長： 県外でも宮城県警は全部公表しますが、東京の警視庁がこういう案件まで全て公表していないということで、我々も今回本人が否認をしていた中で事実関係が正確にわからずきていたというところでもあります。

中山委員： わかりました。

委員長： その他よろしいでしょうか。それではテーマ4の見直しの方向につきましては今日の議論を含めて進めていただきたいと思います。人事課から説明いただいたものについては、引き続きテーマ4と整合性を図って進めてください。

〈テーマ7〉

伊藤委員長： もう一つテーマがあるところ、終了予定の時間が参りましたが、続いて説明を求めてよろしいでしょうか。

各委員： （異議なし）

伊藤委員長： 御予定のある方は適宜各自の判断で退席いただくこととします。次にテーマ7について、事務局から説明をお願いいたします。

菅原主幹： それでは私からテーマ7について資料2-4に基づいて説明させていただきます。

1 「制度等の概要」にありますとおり、平成18年度から審議会等の公開に関する指針に基づきまして、会議の公開を行っております。

対象となる審議会等の範囲は、1 地方自治法に基づく附属機関と2 要綱等に基づき設置されている協議会等となっております。

(1) にありますとおり会議等は原則公開としておりますが、例外的に非公開とする場合として、(ア) 情報公開条例に規定する不開示情報に該当する情報に関し審議会等を行う場合、(イ) そのような情報に関する審議等を行うわけではありませんが、会議を公開することにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合というものがあります。

また、会議の記録等についても、ア（公開で行われた審議会等の場合）、イ（非公開で行われた審議会等の場合）のとおり規定しています。

2 「現状」について、第1回会議の時よりも件数が8つほど減っております。こちらは市町村等とともに負担金を出し合って設置しているような協議会等が含まれていたということで、この度もう一度確認したところ、合計333件となっております、それらの非公開理由が右側の表のとおりとなっております。

3 「検証、見直しの視点」としましては、(1) 「審議会等の公開に関する指針」の妥当性ということで、ア対象となる会議の範囲が適切か、イ例外的に会議を非公開とする場合、現行の非公開基準が妥当か、また、(2) 適切な運用の確保として、例外的に会議を非公開とする場合、非公開基準への適合は適切か、という視点を提示させていただいています。

そちらに基づいて4 「見直しの方向性」になりますが、(1) 対象となる会議の範囲につきましては、先ほど申し上げたとおり現在は附属機関や要綱等に基づく協議会等を対象としていますが、要綱等に基づかず開催される協議会、(例えば) 通知等により開催される会議についても、県の政策形成に大きな役割を果たしているものがあるのではないかと考えられ

ます。そのため、県政運営の透明性を向上するために、公開範囲を拡大していくことが適当ではないかと考えられます。

方向性につきましては、要綱等に基づかず開催される協議会等についても、県の政策形成過程への関わりなど会議の内容を検証しながら、できる限り対象とする方向で検討してまいりたいと考えております。

(2) 非公開基準についてですが、(ア) 情報公開条例に規定する不開示情報に該当する情報に関し審議会等を行う場合については、情報公開条例の不開示情報は、不開示の範囲を必要最小限で規定しているものと考えられ、そのようなものを公開することにより不利益や支障等が生じることが認められるのではないかと考えております。また、近隣他県でも本県の現行基準とおおむね同様の規定が整備されているという状況にあります。

(イ) 会議を公開することにより、率直な意見の交換等で不利益が生じる場合については、もともとこの規定は、情報公開条例の不開示情報のうち意思形成過程情報の規定と同じ表現になっており、行政内部における審議、検討又は協議に関する情報を開示することにより生じる最小限の支障の範囲を列挙していると考えられます。このような支障が生じる場合、例外的に非公開とすることは妥当ではないかと考えられるところです。近隣他県の状況も、本県の現行基準とおおむね同様の規定となっているところでございます。

したがって方向性としては、基本的には従来通りの非公開基準とすることが妥当と考えているところではありますが、テーマ1 情報公開の検証及び次の(3) 運用の検証を踏まえた上で、見直すべき点があれば随時検討してまいりたいと考えています。

(3) 運用につきましては、テーマ1 情報公開の不開示情報に準拠しているところがありますので、そちらの意見も踏まえまして次回以降整理させていただきますと思っています。

資料4 ページ目に「近隣他県との比較」という表をつけておりますが、北海道及び青森県については、青森県の場合「特定の者に利益又は不利益」等の記載が3行目にありますが、どちらの団体も「会議を公開することが適当でないと認められる場合」のように比較的包括的な規定となっております。それ以外の県（岩手県、秋田県、宮城県及び福島県）につきましては、本県と同じように、情報公開条例の不開示情報に当たる情報を審議等する場合は非公開にできるという規定を設けています。また、これらの県では「公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じる」場合という規定を設けておりますが、岩手県及び秋田県では、指針の運用の中で、本県と同じように、「率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる」場合という運用をしておりますので、本県の基準につきまして他県とおおむね同様の基準になっていると考えております。

資料5 ページ以降に、対象となる 333 件の会議の概要及び会議の公開状況を記載しております。

説明は以上です。

伊藤委員長： 説明ありがとうございました。ただ今説明いただいた件について、御意見や御質問がありましたらお願いします。

長谷川委員： 1 点目として、1 ページ目のうち対象となる審議会等の範囲について、2 点目に「要綱等に基づき設置されている協議会、懇話会等（県職員以外の者が構成員に含まれているものに限る）」とありますが、この「県職員以外の者が構成員に含まれているものに限る」について、どうしてこのように限定しているのか、県職員以外の者が構成員に含まれない場合は公開しないのか、その点の見解を教えてくださいと思います。

2 点目として、見直しの方向性について、「要綱等に基づかず開催される協議会、懇話会等（県職員以外の者が構成員に含まれているものに限る）」へ対象を拡大するとあります。一方で、私はこのような会議には非公式の会議もあると思いますが、このような会議まで全て拾うことは県政のコストや実務上の観点から可能なのか、むしろ非公式で重要な意思決定が行われているとは考えづらいので、そこまで対象範囲を広げる必要はないのではないか、と考えているところです。

菅原主幹： 1 点目の、庁内会議を除いた点につきましては、他県も附属機関等の審議会ということで県の意思形成過程への関与を踏まえていると思いますが、もう少し詳しく調べてみたいと思います。

2 点目の「全て」という点については、御意見を踏まえて検討させていただきたいと思いますが、意思形成に一定の役割を果たしているものもひょっとするとあるのかということもありまして、会議の中身も含めて、拡大する方向で検討してみたいと考えております。ただし、全てが全てということではないのではという御意見も頂きましたので、その点も踏まえて検討させていただきたいと思います。

小笠原委員： 2 点確認したいことがあるのですが、1 点目が、1 ページ目の非公開基準のうち⑦国等関係情報は、テーマ1 情報公開の議論と同様に、削除の方向ということではよろしいでしょうか。

2 点目が、見直しの方向性における考え方のうち（イ）の説明が、意思形成過程情報と同じという説明だったのですが、そうすると、意思形成過程情報における判断基準として使われるのではないかと、その点の関係性がわからない。例えば 10 ページ目の No72、73 は⑤意思形成過程情報を選択

しているが、理由の欄が⑧～⑪と重なるので、⑤と⑧以下との基準の関係性について教えていただきたいと思います。

菅原主幹： テーマ1の議論も踏まえて、結論としては、こちらの非公開基準⑦も削除になるかと思っております。

非公開基準（ア）と（イ）の意思形成過程情報の違いについて、わかりづらい点ですけれども、わかりやすい例としては11ページ目のNo. 80, 82のように、No80であれば「中立性を損なう」、No. 82は「特定の者に不当に利益又は不利益を与える」としてありますが、この2つについては、審議する情報や結論は文書が出れば不開示情報に該当しないと思われ、不開示情報に該当する情報について審議する場合には当たらないとしたと思われれます。ただし、結果についてはNo. 82は「議事録は後にすべて公開します」とありますが、意思形成過程情報に該当する情報を審議するのではないけれども、議論を進めるうえで公開すると圧力がかけたりするため非公開にしたのだと考えられます。

ですが、No72、73につきましては、この整理については、なお確認させていただきます。

小笠原委員： そのような分け方があるならば、その点も含めて明確化していただきたいと思います。

中山委員： 2ページ目の非公開基準について、「基本的には」従来通り非公開とすることが妥当とのことだが、当委員会は見直しの委員会だから、できれば、例えば4ページ目の他県比較について、北海道・東北は調べたようだが、せっかくの見直し委員会なので、時間があれば、全国を調べたうえで、見直すべきか検討していただきたいと思います。

例えば「率直な意見の交換が不当に阻害」などが古い規定の場合と新しい規定の場合を調べるなど。もしかすると新しい規定の方が進んでいるのかもしれないので。できるだけ公開できるところは公開するという方向性で考えておられるのだから、時間があれば、全国を調査していただいて御検討していただければありがたい。

伊藤委員長： 他にも御意見あるかと思いますが、時間も過ぎておりますので、テーマ7について御意見ありましたら事務局にお知らせいただき、次回御回答いただければと思います。

〈その他〉

伊藤委員長： 以上、本日4つのテーマについて協議しましたけれども、様々な御意見をいただきましたので、それを踏まえて今後進めていただければと思います。

(3)その他ということで、事務局から何かございますか。

事務局： 次回第3回の会議でございますが、第3回につきましては今年度最終の開催ですので、中間報告とともに、本日御協議いただいたテーマについての改善策、また、視点のみで内容を検討しておりませんテーマ、歴史公文書や広聴案件に関する対応状況など、これらの検証テーマに関する見直しの方向性などを含めて御議論いただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

伊藤委員長： そのほか皆様から何かございますか。

峯田委員： 先ほどのテーマ7の資料3ページ目に掲げる要綱等に基づかず開催されている協議会等に関する資料が入っていないのは、次回までに出てくるということで、次回まで待っていればいいということですか。

菅原主幹： 次回準備させていただきます。

伊藤委員長： ありがとうございます。

膨大な資料で内容も多岐にわたり皆様にも御負担をおかけしており、もっと時間が必要なのではないかと感じてはおりますが、限られた時間の中で御意見をたくさん頂戴しまして、本日はありがとうございました。議長との進行の不手際で時間が超過してしまいまして申し訳ございません。御協力いただきましてどうもありがとうございました。以上をもちまして協議を閉じたいと思います。

〈閉会〉

事務局： ありがとうございます。なお、次回第3回につきましては来月3月に開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、情報公開、提供の検証・見直し第三者委員会の第2回会議を終了いたします。